

第3部 計画の展開

第1章 壁をなくし認め合って生きるために

【分野】 1 啓発・広報

2 生活環境

1. ノーマライゼーションの意識啓発の充実

重点施策

《現状と課題》

改正障害者基本法は「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目的としています。このような共生社会の実現のためには、障害のある人とない人がお互いを理解し、尊重し合うことが必要です。

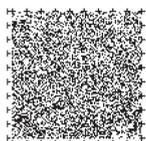
しかしながら、本市の障害者（児）生活実態調査によると、障害や病気などのために差別を感じたり、いやな思いをしたりしたことがある人は依然として少なくなく、特に知的障害や精神障害、発達障害などの、外見からはわかりづらい障害の人で多くなっています。また、インタビュー調査などにおいても、難病等に対する無理解や偏見があることが指摘されています。

このような障害に対する差別意識を解消し、ノーマライゼーションの意識をさらに浸透させるためには、障害者理解に向けた啓発・広報や、学校などにおける福祉教育の充実を図ることが不可欠です。

また、障害者基本法の基本原則である「差別の禁止」を具体化するため、平成25年に「障害者差別解消法」の成立や「障害者雇用促進法」の改正といった法整備が進みました。これらの関連法は、この計画の期間内に、順次施行されていくことから、これらの法律に基づき、障害者の差別解消に向けた取組を進めることが必要です。

《基本方針》

- ◎共生社会の実現に向けて、障害者理解のための啓発・広報活動や福祉教育を推進します。
- ◎障害者差別解消法などの関連法に基づき、障害者に対する差別解消や合理的配慮の提供が図られるよう、地域の関係機関等と連携して取り組みます。



《施策の方向》

(1) 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進

○広報紙やホームページなどのさまざまな媒体や各種事業などの機会を活用して、障害や難病等に関する啓発・広報に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
1	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく障害者問題の理解・啓発の促進	「久留米市人権教育・基本指針」に基づく施策の展開により、偏見や差別などの人権問題の解決のため、全庁的な啓発活動の推進を図ります。	協働推進部 人権・同和対策課
2	障害者問題に関する広報の充実	難病等を含む障害に対する市民の理解を深めるため、啓発・広報に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
3	障害者問題啓発事業の実施	市民団体企画への補助方式などにより、障害者週間における啓発事業を継続して行います。	健康福祉部 障害者福祉課
4	団体実施イベントの支援	障害者団体などが行う各種イベントに関する広報や実施支援を継続して行います。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 障害を理由とする差別の解消への取組

○本市における障害者差別解消のための基本方針を策定し、差別解消に向けた取組を推進していきます。

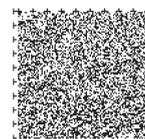
《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
5	障害者に対する差別の解消への取組【新規】	障害者差別解消法の平成28年4月の施行に向けて、基本方針の策定等の差別解消に係る取組を実施します。	健康福祉部 障害者福祉課
6	投票所での障害者等への配慮	投票会場にて一人で投票が困難な障害者などの選挙人に対し、職員が付き添うなど、正当な権利の行使ができるよう、合理的な配慮の提供を行います。	選挙管理委員会

(3) 福祉教育の充実

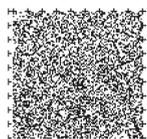
○学校教育において、障害者（児）との交流や体験型のカリキュラムを重視した福祉教育の充実に取り組みます。

○社会教育の一環として、人権問題や障害者問題に関する学習機会の充実に努めます。

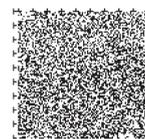


《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
7	カリキュラムづくりへの積極的な支援	「総合的な学習の時間」などのカリキュラムの中に福祉教育の視点を取り入れるよう、学校訪問などの機会を活用して指導・助言を行います。福祉教育の実施に当たっては障害者との交流や障害体験グッズの活用など、体験型の教育の実施を促進します。 ◆数値目標◆ 〈カリキュラムづくり支援校数〉 平成24年度（実績）：24校 ⇒ 平成29年度（目標）：27校（小学校20校、中学校6校、特別支援学校1校）	教育部 学校教育課
8	交流機会の拡大	「総合的な学習の時間」や運動会・文化祭などの機会を活用して地域の小・中学校と、特別支援学校（特別支援学校・ろう学校など）の児童生徒との交流機会を積極的に拡大していきます。また、特別支援学級と通常学級との日常的な交流を促進します。 ◆数値目標◆ 〈居住地校交流〉 平成24年度（実績）：年3回 ⇒ 平成29年度（目標）：年3回以上	教育部 学校教育課
9	児童生徒の交流促進（久留米特別支援学校高等部）	久留米特別支援学校高等部は小中学部に比べて地域との交流機会が少ないことから、隣接する久留米商業高校などとの交流に努めます。 ◆数値目標◆ 〈交流回数〉 平成24年度（実績）：年1回 ⇒ 平成29年度（目標）：年1回以上	教育部 学校教育課
10	学校行事などの情報提供	児童生徒と地域の障害者や障害者関係施設との交流を進めるため、施設訪問や学校行事への障害者の参加・参画の促進を図ります。 ◆数値目標◆ 校内研修での指導・助言を毎年度5校以上に対して行います。	教育部 学校教育課
11	人権教育による啓発	「なるほど人権セミナー」・「人権のまちづくりコーディネーター講座」など人権講座の中で、障害者に関する問題について啓発していくとともに、学習機会の充実に努めます。 ◆数値目標◆ 〈各企画での障害者問題の啓発〉 平成24年度（実績）：1回 平成29年度（目標）：1回以上	市民文化部 生涯学習推進課
12	障害者問題に関する視聴覚教材充実	障害者問題に関するビデオ・映画など、啓発のための教材の整備充実に努めます。 ◆数値目標◆ 〈所蔵本数〉 平成24年度（実績）：34本 ⇒ 平成29年度（目標）：40本	市民文化部 視聴覚ライブラリー



番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
13	障害者問題に関する市職員研修の充実	新規採用職員研修を含む階層別研修において障害者をテーマとした人権研修を実施し、職員の意識啓発の充実に努めます。	総務部 人材育成課



2. 情報バリアフリーの推進

重点施策

《現状と課題》

障害者の自立と社会参加のためには、その前提として、生活に係るさまざまな情報の取得が不可欠です。

障害者基本法では、基本原則として「地域社会における共生等」を定めており、そのなかで、障害者の意思疎通のための手段や情報の取得・利用のための手段の確保や拡大、すなわち、情報バリアフリーの必要性がうたわれています。このため、国や地方公共団体には障害者の意思疎通を仲介する者の養成・派遣や、災害などの非常事態の場合に障害者の安全確保に必要な情報を的確に伝えるための取組など、障害者の情報利用におけるバリアフリー化の推進を図ることが求められています。

本市では、広報紙の点訳・音訳版の作成や市ホームページへの音訳版の掲載、市の事業などへの手話通訳者・要約筆記者の派遣などにより、障害者の情報取得の機会拡大に取り組んできましたが、今後もさらなる取組の推進が必要です。

なお、障害者の情報取得や意思疎通の手段として、インターネットや携帯電話などの電子情報機器は有効であるため、情報バリアフリーの一環として、このような機器を活用するための環境づくりや支援を行うことも大切です。

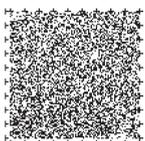
《基本方針》

○障害者が生活に必要な情報を入手したり、自由に意思疎通したりできるよう、障害の特性などに配慮した情報取得やコミュニケーションの支援の充実を図ります。

《施策の方向》

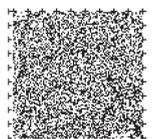
(1) 情報バリアフリーの推進

- 本市における情報バリアフリー推進に係る基本方針を策定し、情報バリアフリーの取組を推進していきます。
- 広報紙や各種通知などの行政文書の点訳・音訳を推進します。
- 手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員などの育成・派遣の充実を図ります。
- インターネットや携帯電話などの電子情報機器について、利用方法周知などによる活用支援に努めます。



《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
14	情報バリアフリー推進に係る基本方針の検討 【新規】	市が行う情報発信（講演会の開催、出版物の発行等）について、障害がある方の情報取得への配慮について、市全体の方針を定めます。	健康福祉部 障害者福祉課
15	「広報くるめ」の点訳・音訳版などの発行	「広報くるめ」について、ボランティア団体と連携して、点訳版・音訳版を作成するとともに、市ホームページに音訳版の掲載等を行います。	総合政策部 広報課
16	「議会だより」点訳・音訳版の発行	点訳ボランティアと連携して、「議会だより」の点訳版を作成し、希望者及び関係団体に配布します。また、音訳についても、音訳ボランティアと連携して、希望者に送付します。	議会事務局 議事調査課
17	各種通知などの点訳・音声コード添付などの推進 【拡充】	各種通知などの行政文書について点訳・音声コード添付やわかりやすい表現版の作成などの障害特性に応じた方法による提供に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課、 市民文化部 資産税課、 市民文化部 市民税課
18	手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施	手話通訳者・要約筆記者養成を目的とした講習会を継続して実施します。 ◆数値目標◆ 〈年間受講者数〉 平成24年度（実績）： 手話通訳42人・要約筆記16人 ⇒ 平成29年度（目標）： 手話通訳80人・要約筆記20人	健康福祉部 障害者福祉課
19	手話通訳者・要約筆記者派遣 （再掲：事業95）	聴覚障害者の参加が見込まれる市事業に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	健康福祉部 障害者福祉課
20	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 【新規】	盲ろう者の要請に基づき、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。	健康福祉部 障害者福祉課
21	障害福祉サービスなどの情報提供・相談の充実	広報紙や事業者ガイドブック、ホームページなどの多様な媒体を活用して、障害福祉サービスなどに関する情報提供を行います。また、相談の手段としてインターネットのさらなる活用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
22	情報機器の利用方法などの周知	消費者保護の観点も含め、消費生活支援センター等と連携・協力しながら、インターネット・携帯電話などの情報機器の利用方法などの周知など、活用支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課



3. ボランティアなどの育成・活動促進

《現状と課題》

障害者が安心して地域で暮らし続けるためには、障害福祉サービスなどの公的な支援だけでなく、ボランティアなどによる、より身近できめ細やかな支援があることが大切です。

本市では、市民活動サポートセンターを中心に、さまざまな分野の市民活動やボランティア活動の支援に取り組んでおり、第1期計画期間においては、障害者福祉分野に取り組む団体が31団体から40団体に増加するなど、障害福祉分野での市民活動の取組は着実に進んでいるといえます。

今後も市民活動サポートセンターでの市民活動の育成・支援に取り組むとともに、さらなるボランティア活動の充実を図るため、久留米市社会福祉協議会などのボランティア育成に取り組む関係団体との連携・協働して福祉ボランティアの育成に取り組むことが必要です。

《基本方針》

◎市民及び関係団体などと連携・協働して、障害者の生活を地域で支える福祉ボランティアの育成・支援に取り組みます。

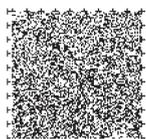
《施策の方向》

(1) ボランティアなどの育成・活動促進

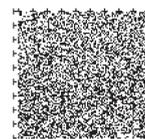
- 福祉ボランティアを含む市民活動支援のため、市民活動サポートセンターでの相談・支援や市民活動保険への加入を継続していきます。
- 久留米市社会福祉協議会などの関係機関と連携して福祉ボランティアの育成に努めるとともに、地域活動支援センターにおいてもボランティア養成に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
23	市民活動サポートセンターの運営	各種市民活動団体・ボランティアの活動を促進するため、「市民活動サポートセンター」において、各種団体が会議や作業を自由に行える施設の提供や相談・支援を行います。 ◆数値目標◆ 〈総利用者数〉 平成24年度（実績）：115人／日 平成29年度（目標）：120人／日	協働推進部 協働推進課
24	市民活動保険の加入	市民が安心して市民活動を行えるよう、市民活動保険に加入し、活動中のケガや損害賠償などに備えます。	協働推進部 協働推進課
25	久留米市社会福祉協議会など関係機関との連携	久留米市社会福祉協議会や久留米市ボランティア連絡協議会などと連携して、福祉ボランティアの育成に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課



番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
26	地域活動支援センター（Ⅰ型）の運営支援（再掲：事業144） 【拡充】	障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課



4. 障害者にやさしいまちづくりの推進

《現状と課題》

障害者の自立と社会参加を支援するうえで、障害者が暮らしやすい生活環境をつくることは非常に重要です。

本市では、平成18年に制定された「バリアフリー法」等に基づき、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの視点にも配慮しつつ、道路や公園、市営住宅等の整備を計画的に進めてきました。

しかし、障害者（児）生活実態調査によると、身体障害者の約4人に1人が依然として外出時の道路などの段差や公共交通機関の乗り降りに不便や困難を感じており、市の重点施策として「誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路・歩道の整備」に取り組むことを求めています。また、インタビュー調査においても難病患者などから車いすで利用しやすい道路・歩行空間の整備などについての意見があがっています。

障害者にやさしいまちづくりを進めることは、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを進めることとの認識にたち、今後も公共施設などの整備を計画的に進めていくことが必要です。

また、このようなやさしいまちづくりのためには、公共交通機関や民間施設の関係事業者の理解・協力が不可欠であることから、これらの事業者との連携強化を図ることも大切です。

《基本方針》

- ◎公共施設や道路などの歩行空間、公園などの公共空間や市営住宅について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を計画的に推進します。
- ◎公共交通機関や民間施設などの関係事業者に対し、バリアフリーやユニバーサルデザインによる施設等の整備についての理解・協力を求めています。

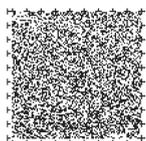
《施策の方向》

（1）施設などのバリアフリーの推進

- 「バリアフリー法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、市庁舎や公園などの公共施設や民間施設のバリアフリー化を推進します。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
27	公共施設の整備・改善	市庁舎等の公共施設の整備・改善に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課、 各施設所管課
28	都市公園整備事業におけるバリアフリー化の推進	誰もが安全快適に公園利用ができるように、新たに公園整備を行う際には、バリアフリー化に努めます。	都市建設部 公園緑化推進課
29	福岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出・完了検査制度	不特定多数の人が利用する「まちづくり施設」の計画に対して、バリアフリー化の技術的な指導や相談、情報提供等を行います。	都市建設部 建築指導課



番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
30	商店街の環境整備	空き店舗補助を活用する新規出店者に対し、バリアフリー化の誘導に努めます。	商工観光労働部 商工政策課

(2) 移動・交通に関わるバリアフリーの推進

- 国・県や地域の関係団体などと連携して、安全な道路・歩行空間の整備・確保に取り組みます。
- 交通事業者と行政で障害者を含む交通弱者に対する交通対策を協議できる場づくりを検討するとともに、ノンステップバス導入促進に向けた要請・支援などにより、公共交通機関等でのバリアフリーを促進します。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
31	道路整備の推進 【拡充】	市街地などへの交通アクセスの利便性を向上するため、国などと協議し、バイパスなどの必要な道路の整備に努めます。	都市建設部 広域道路対策課
32	バリアフリー推進事業	高齢者や車いす利用者が安全で快適に通行できる歩行空間を形成するため、西鉄久留米駅周辺の一定の地区を重点的に、国・県と連携を図りながら、歩道の幅幅や段差解消等歩行空間のバリアフリー化を行います。	都市建設部 生活道路課
33	視覚障害者のための設備設置	信号機設置は、公安委員会の判断となるため、所管である警察署に対し、設置を働きかけていきます。	都市建設部 生活道路課
34	公共交通事業者等への理解促進 【拡充】	交通事業者と障害者に係る交通対策について協議できる場の検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課、 都市建設部 都市デザイン課
35	ノンステップバス導入促進 【新規】	久留米市内を運行する路線へのノンステップバス導入促進に向けて、交通事業者に対する要請・支援に努めます。	都市建設部 都市デザイン課
36	歩道空間の確保	西鉄久留米駅・JR久留米駅周辺などにおいて放置自転車の撤去や放置自転車防止の指導を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。	都市建設部 生活道路課



(3) 住まいのバリアフリーの推進

○市営住宅の建替えや新築に際し、バリアフリー化を推進します。

○障害者が暮らしやすい住まいづくりを支援するため、住宅改造アドバイザーや住宅改造に係る補助などの関連制度の周知と利用促進に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
37	公営住宅建設・建替事業の実施	老朽化した木造の市営住宅について集約を図り、エレベーターの設置、室内の段差の解消や手すりの設置など、障害者に配慮した建替えを進めます。新築については、バリアフリーやユニバーサルデザインの住宅の確保に努めます。 ◆数値目標◆ 〈建替戸数〉 ※長寿命化計画（前期）における目標 平成23～27年度：430戸	都市建設部 住宅政策課
38	既存住宅の計画的改善 【拡充】	「住宅リフォーム事業」などにおいて、既設の市営住宅の計画的改善を行い、後付けエレベーターの試験的導入の検討等、住宅のバリアフリーを推進します。 ◆数値目標◆ 〈エレベータ設置率〉 ※長寿命化計画（前期）における目標 平成27年度：23.8%	都市建設部 住宅政策課
39	住みやすい住宅の研究・開発	手すり設置、床段差の解消及び風呂場の改修など既設住宅の改修を総合的に行う中で、個々の障害状況に一定配慮した住宅設備「ハーフメイド方式」の導入について研究を行います。 ◆数値目標◆ 〈専用住戸確保数〉 平成24年度（実績）：0戸 平成29年度（目標）：既存・新築 各1戸	都市建設部 住宅政策課
40	住宅改造アドバイザーの活用	住宅の改造・新築の際の相談に、福岡県建築住宅センターの住宅改造アドバイザーを周知し、活用します。 ◆数値目標◆ 〈利用件数〉 平成24年度：年3件 ⇒ 平成29年度：年10件	健康福祉部 障害者福祉課
41	重度心身障害者住宅改造補助事業の周知	重度心身障害者の住宅改造費の補助を行う「重度心身障害者住宅改造補助事業」について周知と利用促進に努めます。 ◆数値目標◆ 〈利用件数〉 平成24年度（実績）：年2件 ⇒ 平成29年度（目標）：年3件	健康福祉部 障害者福祉課

